「中小企業総合展 in Gift Show 2024」出展規約（1／4）
出展申込に際しては、以下の出展規約に同意したものとします。

1. 中小企業総合展 in Gift Show 2024 事務局

中小企業総合展 in Gift Show 2024 事務局（以下、「事務局」といいます。）とは、中小企業総合展 in Gift Show 2024（以下、「本展示会」といいます。）の開催・運営・管理のために設置された、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「主催者」といいます。）の代理人によって構成される組織を指します。本展示会の事務局は、セーラー広告株式会社が主催者より受託し運営しております。

＜連絡先＞
中小企業総合展 事務局[セーラー広告株式会社内]
TEL：03-6256-8196
e-mail：sougouten_event@saylor.co.jp
受付時間：9時30分～17時00分 （土曜、日曜、祝日を除く）

2. 規約の履行

出展申込が事務局で受理された時点で、出展申込者（出展者を含む）及びその代理人は以下に述べる各規約及び、主催者から提示された「出展のご案内」及び出展申込企業を対象に行う「出展者説明会」にて配付する「出展細則」の各規定を遵守しなくてはなりません（社会情勢に応じてこれらの内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を遵守するものとします）。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申込の拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者及び関係者の損害も補償しません。

3. 出展者の決定及び決定の取り消し

出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人・団体とします。また、事務局は、出展申込の内容を主催者選定の審査委員による審査を経て出展者を決定します。出展者の決定後は、速やかに出展審査の結果を出展申込者へ通知します。出展審査の内容及び審査委員に関する情報は公表いたしません。
なお、出展審査により出展者を決定後、本規約を故意に遵守しない行為が認められる場合、出展申込の資格要件に不適合であることが判明した場合、及び出展者として適当でないと判断せざるを得ない事項が判明した場合は、出展者として決定した後であっても、事務局は出展決定を取り消すことができます。これらの事由による出展決定の取り消しにより、本展示会に出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

4. 出展料の請求

出展者の決定後、2023年11月以降に事務局より出展料の請求書を発行いたしますので、請求書に記載された期日までに指定銀行口座へお振込ください。支払期日までにお振込がない場合には、出展資格を喪失する場合があります。なお、振込手数料は出展者が負担するものとします。

5. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべて又は一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。その際には、出展料全額に相当する金額をキャンセル料として申し受ける場合があります。キャンセルに際して生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

6. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者及び出展申込者は、いかなる理由があっても出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また、事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体又は個人が使用、展示することはできません。

7. 事務局が提供するもの

以下のものが出展料に含まれます。

① 出展者に提供する本展示会仕様の出展者ブース基本造作（壁面パネル、社名板（パラペット型）1枚、床面パンチカーペット、展示台1式、LEDスポットライト2灯、電源コンセント（100ボルト×2口））
② 基準時間内の展示会場に係る使用料金、照明・空調費
③ 展示会共用施設・設備の工事費及び維持費
④ 事務局が実施する広報宣伝費(来場案内チラシなどの制作費、事務局が制作するウェブサイト等コンテンツの制作費)
⑤ 事務局による展示会来場者の誘導に係わる費用
⑥ 事務局の企画運営・安全管理に係わる費用

8. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、オプション料金（事務局に申込）、又は自社手配として、別途ご負担していただきます。なお、出展者が事務局に申し込むか、事務局指定の協力事業者に申し込むことにより以下項目を実施する場合、出展者又はその代理人は指定された期日までにオプション料全額を指定銀行口座へお振込ください。支払期日までにお振込がない場合には、事務局は遅延損害金を請求することができるものとします。なお 、振込手数料は出展者が負担するものとします。また、一度お申し込みされたオプションをキャンセルする場合､会期までの期間によりキャンセル料を申し受ける場合があります。

① 基本仕様以外の追加備品（テーブル、イス等）料
② 基本仕様以外の一次側幹線・二次側電気工事費及び電力使用料
③ 臨時電話・光高速通信などの通信回線の架設費と通信料金
④ アース・アンテナ等の工事費と使用料
⑤ 本展示会仕様出展者ブースの基本造作以外に出展者が自ら行う出展者ブース装飾費用
⑥ 基準時間外の会場使用料（自社都合により延長した場合）
⑦ 出展者による展示物の搬入出費及び運営管理費
⑧ 出展者が自ら制作するウェブサイト、動画等コンテンツの制作費、広報・宣伝費
⑨ 出展者及び展示物による対人傷害などの保険料
⑩ 出展者及び展示物による会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
⑪ 放置された装飾資材等の残材、ゴミを事務局が代行処分した場合の費用
⑫ 実演等に係る設備費、工事費及び使用料
⑬ その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

9. 出展者ブースの位置

出展者ブースの位置については、展示の内容などを考慮に入れ、主催者と事務局が決定します。
ただし、出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は主催者及び事務局に対する異議申立て並びに賠償責任等を問うことはできません。全て主催者と事務局に一任されます。

10. 出展者ブースの施工・装飾及び材料

出展者は、国、自治体、及び会場が制定する安全規則及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。
出展者ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いることができます。また、出展者の展示・装飾は、原則として、高さ2.7メートルを超えることはできません。やむを得ず、この高さを超える展示が必要な場合には、事務局までお問合せください。事前に事務局への連絡がなく、この高さ制限を超えている場合には、事務局は展示内容の変更若しくは展示の取りやめを命じることができます。
強い光、熱、臭気、又は大音量を放つ実演など、他社に迷惑となる行為は行えません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることができます。
これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後に開催する「出展者説明会」にて配付する「出展細則」を参照ください。

11. 出展者の行動

出展者は、出展者にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。出展者ブースの駐在員は常に出展者証を着用のうえ、開場時間中は出展者ブース内に最低1名は駐在いただきます。出展者は､通路など自社の出展者ブース以外の場所で展示・宣伝などを行うことや､近隣の出展者の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し､出展者はこれに従うものとします。

12. 本展示会の運営

事務局は本展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、本規約に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が本規約及び別途定める出展者マニュアル等の規定に違反した場合、また、事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、出展者は出展者ブースの使用権利を喪失し、事務局は当該出展者ブースを他の用途に処分することができます。併せて出展者に対し事務局が要請する展示品撤去等に対し、出展者が指定期日までに応じない場合は、事務局は展示品等の撤去を行い、これに係る経費を出展者に請求いたします。これらの際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

13. 展示品の管理及び免責

事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、会場の整理を行いますが、各社の出展者ブース内の警備までは行いません。展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

14. 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間に必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。特に出展者ブース内の警備・保険に関しては各出展者が行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

15. 補償

出展者及びその代理人が他社の出展者ブース、事務局の運営設備又は展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。
なお、主催者及び事務局は、天災地変等のやむを得ない理由、新型コロナウイルス感染症等の感染防止などの社会要請上やむを得ない理由により、本展示会の全て又は一部を中止・変更することができます。主催者及び事務局により本展示会の開催を中止とする場合、出展料は全額を返金します。なお、出展料返金に係る振込手数料は事務局が負担しますが、開催中止に伴い生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

16. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護（産業財産権等の手続き等）については、出展者の責任において対応するものとします。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。
主催者及び事務局は、ガイドブック、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

17. 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間、車両証の申請などの詳細については、出展決定後に開催する「出展者説明会」にて配付する「出展細則」にてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示品及び出展者ブース内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、事務局が任意に撤去・処分しできるものとし、これに係る経費を出展者に請求いたします。出展者がそのことによって生じた損害について、主催者及び事務局は補償しません。

18. 出展者提供素材

出展者は、事務局が指定した期日までに、求められた出展者ガイドブック掲載素材及び各種申請を提出してください。出展者が提出した素材は、本展示会に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。提供された素材は返却いたしません。
また、出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。なお、事務局は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、ライセンスフィー及びその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いはいたしません。

19. 販売出展

本展示会は企業間取引を前提とした商談を目的としているため、出展者が出展者ブース内を含む会場内で展示物その他物品（サンプル品を含む）を販売又は有料で提供することはできません。

20. 商取引

展示会開催期間中に出展者、来場者及びその他の間で発生する商取引にかかる責任は当事者間に帰するものであり、主催者及び事務局はこれに関与いたしません。

21. 特定成人向けの商品等

すべての特定成人向け商品、公序良俗に反する製品、及び事務局が不適切と判断した製品については、出展・展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

22. 報告書の提出

会期中に配布する出展者日報・出展報告書等を、開催期間中に必ず提出していただきます。また、本展示会終了の約3～6ヶ月後（別途ご連絡）に実施する、出展の成果に関する調査（フォローアップ調査）について、報告書を必ず提出していただきます。

23. 反社会的勢力の排除

出展者は、当該出展者または当該出展者の代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 出展者もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
④ 反社会的勢力に対して資金を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

また、事務局は、当該出展者または当該出展者の代理人もしくは媒介する者が自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、出展申込の拒否及び出展の取り消しを行うことができるものとします。明したときは、何らの催告をせず、出展を取り消すことができるものとします。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為

事務局は、出展者が出展に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介する者が反社会的勢力あるいは前項各号に一つでも該当することが判明した場合、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができるものとします。
なお、事務局は、出展者が関連契約を締結した当事者に対し前項の措置を求めたにもかかわらず、それに従わなかった場合には、出展を取り消すことができるものとします。

事務局、または出展申込者（出展者を含む）及びその代理人（以下、解除者という）が上記規定により出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行った場合、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じた時は、相手方はその損害を賠償するものとします。

24. 写真・動画の撮影

会場内での写真、動画の撮影は、自社の出展者ブースのみの撮影と、主催者及び事務局の記録撮影班及びインターナショナル・ギフト・ショー事務局が認めた報道機関のみに限ります。なお、自社の出展者ブースを撮影する場合は、事務局スタッフの承認が必要となります。主催者及び事務局の記録班により撮影した写真・動画は、ウェブサイトに掲載いたします。

25. その他

本規約、出展細則等に定めのない事項については、事務局に適切に確認し、その回答又は要請等に従うものとします。事務局と出展申込者（出展者を含む）、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

26. 情報及び個人情報の取り扱い

出展申込書、出展者日報、出展者報告書、出展者アンケート、成果に関する調査（フォローアップ調査）等に記載した情報は適切に管理いたします。なお、本展示会の運営及び、主催者が開催・協力する他の事業や展示会の案内、業務運営上必要な照会、中小企業間の商談会等のために利用する場合があります。
※中小機構の個人情報の取り組みについては、中小機構ホームページの「個人情報保護」ページをご参照ください。
（https://www.smrj.go.jp/org/privacy/）